経 済 産 業 省

平成24･03･23貿局第１号
輸出注意事項24第20号
輸入注意事項24第15号

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成２４年４月２日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の一部改正について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成２４年２月２９日付け平成２４・０２・２０貿局第３号・輸出注意事項２４第３号・輸入注意事項２４第１号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附　則

この通達は、平成２４年４月１日から施行する。ただし、８、１１及び１５の改正規定は、平成２４年７月１日から施行する。

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成１２年３月３１日付け平成１２・０３・１７貿局第４号・輸出注意事項１２第１５号・輸入注意事項１２第８号）

改　正　後	現　行
外国為替及び外国貿易法（昭和２４年法律第２２８号。以下「法」という。）又は法に基づく命令の規定による経済産業大臣に対する申請等の手続であって輸出貿易管理規則（昭和２４年通商産業省令第６４号。以下「輸出規則」という。）、輸入貿易管理規則（昭和２４年通商産業省令第７７号。以下「輸入規則」という。）及び貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成１０年通商産業省令第８号。以下「貿易外省令」という。）の規定による電子情報処理組織を使用した申請の手続等の運用について、下記のとおり定め、平成 15 年 2 月 3 日から実施する。	外国為替及び外国貿易法（昭和２４年法律第２２８号。以下「法」という。）又は法に基づく命令の規定による経済産業大臣に対する申請等の手続であって輸出貿易管理規則（昭和２４年通商産業省令第６４号。以下「輸出規則」という。）、輸入貿易管理規則（昭和２４年通商産業省令第７７号。以下「輸入規則」という。）及び貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成１０年通商産業省令第８号。以下「貿易外省令」という。）の規定による電子情報処理組織を使用した申請の手続等の運用について、下記のとおり定め、平成 15 年 2 月 3 日から実施する。
記	記
１～４（略）	１～４（略）
５　輸出許可及び輸出承認に係る電子申請の手続	５　輸出許可及び輸出承認に係る電子申請の手続
(1)（略）	(1)（略）
(2)　輸出承認の電子申請	(2)　輸出承認の電子申請
①　輸出令第２条第１項の規定による承認（同項第２号に係るものを除く。）の電子申請（以下「輸出承認の電子申請」という。）の受付及び承認事務は、運用通達別表第２に規定する事務の区分により、経済産業局（通商事務所を含む。）若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室又は本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室が行う。	①　輸出令第２条第１項の規定による承認（同項第２号に係るものを除く。）の電子申請（以下「輸出承認の電子申請」という。）の受付及び承認事務は、運用通達別表第２に規定する事務の区分により、経済産業局（通商事務所を含む。）若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課又は本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室が行う。
②～⑨（略）	②～⑨（略）
(3)（略）	(3)（略）
６　輸入承認、輸入割当て及び事前確認に係る電子申請の手続	６　輸入承認、輸入割当て及び事前確認に係る電子申請の手続
(1)　輸入承認又は輸入割当てに係る電子申請	(1)　輸入承認又は輸入割当てに係る電子申請
①　輸入令第４条第１項又は第９条第１項の規定による承認又は割当ての電子申請の受付及び承認又は割当事務は、書面の提出により行われる場合に適用される通達等に規定する	①　輸入令第４条第１項又は第９条第１項の規定による承認又は割当ての電子申請の受付及び承認又は割当事務は、書面の提出により行われる場合に適用される通達等に規定する

事務の区分により、経済産業局（通商事務所を含む。）若しくは沖縄総合事務局の商品輸入担当課、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室又は本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室が行う。	事務の区分により、経済産業局（通商事務所を含む。）若しくは沖縄総合事務局の商品輸入担当課、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課又は本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室が行う。
②～⑨（略）	②～⑨（略）
(2) 事前確認に係る電子申請	(2) 事前確認に係る電子申請
① 輸入令第４条第２項の規定による手続であって輸入公表（昭和４１年通商産業省告示第１７０号。以下「輸入公表」という。）三の規定による確認の電子申請の受付及び確認事務は、書面の提出により行われる場合に適用される通達等に規定する事務の区分により、経済産業局（通商事務所を含む。）若しくは沖縄総合事務局の商品輸入担当課、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室又は本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室が行う。	① 輸入令第４条第２項の規定による手続であって輸入公表（昭和４１年通商産業省告示第１７０号。以下「輸入公表」という。）三の規定による確認の電子申請の受付及び確認事務は、書面の提出により行われる場合に適用される通達等に規定する事務の区分により、経済産業局（通商事務所を含む。）若しくは沖縄総合事務局の商品輸入担当課、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課又は本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室が行う。
②～⑨（略）	②～⑨（略）
(3)（略）	(3)（略）
7 役務取引許可に係る電子申請の手続	7 役務取引許可に係る電子申請の手続
(1) （略）	(1)（略）
(2) 電子役務取引許可情報の有効期間の延長又は内容の訂正の申請等	(2) 電子役務取引許可情報の有効期間の延長又は内容の訂正の申請等
①（略）	①（略）
②（略）	②（略）
③ 電子役務取引許可情報の訂正申請にあたっては、役務取引通達別紙４第１に規定する書類（(1)、(3) 及び(5) に規定するものを除く。）の写し及び原本証明書を提出又は当該書類及び原本証明書に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。ただし、原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする。	③ 電子役務取引許可情報の訂正申請にあたっては、役務取引通達別紙４第１に規定する書類（(1)、(2) 及び(3) に規定するものを除く。）の写し及び原本証明書を提出又は当該書類及び原本証明書に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。ただし、原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする。
④～⑦（略）	④～⑦（略）
8 一般包括許可又は特定包括許可に係る電子申請の手続	8 一般包括許可又は特定包括許可に係る電子申請の手続

(1) 一般包括許可の電子申請	(1) 一般包括許可の電子申請
① 包括許可取扱要領（平成１７年２月２５日付け平成１７・０２・２３貿局第１号、輸出注意事項１７第７号。以下「包括許可取扱要領」という。）に係る特別一般包括輸出許可若しくは特別一般包括役務取引許可又は一般包括輸出許可若しくは一般包括役務取引許可（以下「一般包括許可」という。）の電子申請の受付及び許可事務は、経済産業局（通商事務所を含む。）又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が行う。	① 包括許可取扱要領（平成１７年２月２５日付け平成１７・０２・２３貿局第１号、輸出注意事項１７第７号。以下「包括許可取扱要領」という。）及び包括許可について（運用のための輸出注意事項）（平成１７年２月２５日付け平成１７・０２・２３貿局第２号、輸出注意事項１７第８号。以下「包括通達」という。）に係る一般包括輸出許可又は一般包括役務取引許可（以下「一般包括許可」という。）の電子申請の受付及び許可事務は、経済産業局（通商事務所を含む。）又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が行う。
② 申請者本人（法人の場合は、代表権を有する者に限る。以下、８及び 15 において同じ。）は、専用電子計算機に備えられたファイルから入手した特別一般包括輸出許可申請様式若しくは特別一般包括役務取引許可申請様式又は一般包括輸出許可申請様式若しくは一般包括役務取引許可申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち必須申請項目を、当該項目の属性及び文字数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。	② 申請者本人（法人の場合は、代表権を有する者に限る。以下、８及び 15 において同じ。）は、専用電子計算機に備えられたファイルから入手した一般包括輸出許可申請様式又は一般包括役務取引許可申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち必須申請項目を、当該項目の属性及び文字数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。
③、④（略）	③、④（略）
⑤特別一般包括輸出許可又は特別一般包括役務取引許可の電子申請にあたっては、包括許可取扱要領Ｉ２(4)(ハ)から(ニ)までに規定する書類を提出又は当該書類及び原本証明書に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。ただし、原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする。	⑤ 一般包括許可の電子申請にあたっては、包括許可取扱要領Ｉ５(4)(ハ)から(ニ)までに規定する書類を提出又は当該書類及び原本証明書に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。ただし、原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする。
⑥～⑨（略）	⑥～⑨（略）
(2) 特定包括許可の電子申請	(2) 特定包括許可の電子申請
①包括許可取扱要領に係る特定包括輸出許可又は特定包括役務取引許可（以下「特定包括許可」という。）の電子申請の受付及び許可事務は、本省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課が行う。	① 包括許可取扱要領及び包括通達に係る特定包括輸出許可又は特定包括役務取引許可（以下「特定包括許可」という。）の電子申請の受付及び許可事務は、本省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課が行う。
②～⑨（略）	②～⑨（略）
(3) 電子包括許可情報の変更の申請	(3) 電子包括許可情報の変更の申請
① 電子申請に係る専用電子計算機に備えられたファイルに記録された包括許可情報（以下「包括原許可情報」という。）と申請者名又は申請者の住所に異同が生じた場合は、包括許可取扱要領Ｉ２(7)若しくは３(6)又はⅡ８に定めるところに準ずるものとする。	① 電子申請に係る専用電子計算機に備えられたファイルに記録された包括許可情報（以下「包括原許可情報」という。）と申請者名又は申請者の住所に異同が生じた場合は、包括許可取扱要領Ｉ８又はⅡ８に定めるところに準ずるものとする。

②、③（略）	②、③（略）
(4)（略）	(4)（略）
(5) 一般包括許可又は特定包括許可の取消 一般包括許可又は特定包括許可を取り消された者であって15(2) の規定による分割許可証を有している者は、包括許可取扱要領Ⅰ７又はⅡ１１の定めに従い当該分割許可証を返還しなければならない。	(5) 一般包括許可又は特定包括許可の取消 一般包括許可又は特定包括許可を取り消された者であって15(2) の規定による分割許可証を有している者は、包括許可取扱要領Ⅰ１１又はⅡ１１の定めに従い当該分割許可証を返還しなければならない。
９～10（略）	９～10（略）
11 経済産業大臣の許可等手続 (1) 経済産業大臣は５から９までに規定する電子申請の許可、承認、割当て又は確認を行ったときは、専用電子計算機に備えられたファイルに許可番号、承認番号、割当証明書番号又は確認番号及び電子許可等情報、電子承認・割当・確認情報、電子役務取引許可情報又は電子包括許可情報（以下「電子許可等情報等」という。）を記録するものとする。ただし、12(1) ②若しくは③、12(2) ②若しくは③、13(1) ②若しくは③、13(2) ②若しくは③又は14(1) ②若しくは③、15(1)②若しくは③、15(2)②若しくは③の規定により書面による交付を希望した電子申請にあっては、電子許可等情報等の記録は行わないものとする。なお、８に規定する一般包括輸出許可及び一般包括役務取引許可並びに９に規定する一括承認申請については、書面による一般包括輸出許可証及び一般包括役務取引許可証並びに一括承認証の交付は行わない。	11 経済産業大臣の許可等手続 (1) 経済産業大臣は５から９までに規定する電子申請の許可、承認、割当て又は確認を行ったときは、専用電子計算機に備えられたファイルに許可番号、承認番号、割当証明書番号又は確認番号及び電子許可等情報、電子承認・割当・確認情報、電子役務取引許可情報又は電子包括許可情報（以下「電子許可等情報等」という。）を記録するものとする。ただし、12(1) ②若しくは③、12(2) ②若しくは③、13(1) ②若しくは③、13(2) ②若しくは③又は14(1) ②若しくは③、15(1)②若しくは③、15(2)②若しくは③の規定により書面による交付を希望した電子申請にあっては、電子許可等情報等の記録は行わないものとする。なお、９に規定する一括承認申請については、書面による一括承認証の交付は行わない。
(2)（略）	(2)（略）
12～14（略）	12～14（略）
15 特別一般包括許可証等の交付等 (1) 特別一般包括許可証等の交付 ① 11の規定にかかわらず、経済産業大臣は、８(1) 又は(2) に規定する電子申請を許可したときは、申請者本人の求めに応じ、別紙様式第１による特別一般包括輸出許可証、別紙様式第３による特別一般包括役務取引許可証、別紙様式第５による特定包括輸出許可	15 一般包括許可証等の交付等 (1) 一般包括許可証等の交付 ① 11の規定にかかわらず、経済産業大臣は、８(1) 又は(2) に規定する電子申請を許可したときは、申請者本人の求めに応じ、別紙様式第１による一般包括輸出許可証、別紙様式第３による一般包括役務取引許可証、別紙様式第５による特定包括輸出許可証又は別

証又は別紙様式第６による特定包括役務取引許可証（以下「特別一般包括許可証等」という。）を交付するものとする。	紙様式第６による特定包括役務取引許可証（以下「一般包括許可証等」という。）を交付するものとする。
② 電子申請と同時に、申請者本人が①の規定による特別一般包括許可証等の交付を希望するときは、申請項目通達に規定する「紙交付希望の有無」の項目に、１を入力するものとする。 なお、併せて電子包括許可情報を使用する場合は、(2)の分割交付によるものとする。	② 電子申請と同時に、申請者本人が①の規定による一般包括許可証等の交付を希望するときは、申請項目通達に規定する「紙交付希望の有無」の項目に、１を入力するものとする。 なお、併せて電子包括許可情報を使用する場合は、(2)の分割交付によるものとする。
③ 電子申請後、当該申請に係る許可情報が専用電子計算機に備えられたファイルに記録されるまでの間に、申請者本人が①の規定による特別一般包括許可証等の交付を希望するときは、次のいずれかの方法によるものとする。	③ 電子申請後、当該申請に係る許可情報が専用電子計算機に備えられたファイルに記録されるまでの間に、申請者本人が①の規定による一般包括許可証等の交付を希望するときは、次のいずれかの方法によるものとする。
(ｲ) 申請者本人が記名押印又は署名し、８(1) から(4) までのいずれかに規定する電子申請において付与された整理番号、申請種別（特別一般包括輸出許可申請、特別一般包括役務取引許可申請、特定包括輸出許可申請、特定包括役務取引許可申請又は電子包括許可情報の変更申請の別）及び交付を希望する理由を記載した交付依頼書（様式自由）を提出する。	(ｲ) 申請者本人が記名押印又は署名し、８(1) から(4) までのいずれかに規定する電子申請において付与された整理番号、申請種別（一般包括輸出許可申請、一般包括役務取引許可申請、特定包括輸出許可申請、特定包括役務取引許可申請又は電子包括許可情報の変更申請の別）及び交付を希望する理由を記載した交付依頼書（様式自由）を提出する。
(ﾛ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した添付書類等追加申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び文字数に従って入力し、(ｲ)の規定による交付依頼書に記載した情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。	(ﾛ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した添付書類等追加申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び文字数に従って入力し、(ｲ)の規定による交付依頼書に記載した情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。
④ 電子申請に係る許可情報が専用電子計算機に備えられたファイルに記録された後に、申請者本人が①の規定による特別一般包括許可証等の交付を希望するときは、申請者本人が記名押印又は署名し、申請種別（特別一般包括輸出許可申請、特別一般包括役務取引許可申請、特定包括輸出許可申請、特定包括役務取引許可申請又は電子包括許可情報の変更申請の別）、交付を希望する理由及び許可番号を記載した交付依頼書（様式自由）を提出しなければならない。	④ 電子申請に係る許可情報が専用電子計算機に備えられたファイルに記録された後に、申請者本人が①の規定による一般包括許可証等の交付を希望するときは、申請者本人が記名押印又は署名し、申請種別（一般包括輸出許可申請、一般包括役務取引許可申請、特定包括輸出許可申請、特定包括役務取引許可申請又は電子包括許可情報の変更申請の別）、交付を希望する理由及び許可番号を記載した交付依頼書（様式自由）を提出しなければならない。
⑤（略）	⑤（略）
(2) 包括輸出許可証の分割	(2) 包括輸出許可証の分割
① 11 の規定にかかわらず、経済産業大臣は、申請者本人の求めに応じ、(1) ①の規定による特別一般包括輸出許可証等のうち、特別一般包括輸出許可証又は特定包括輸出許可証（以下「包括輸出許可証」という。）を分割して交付することができる。	① 11 の規定にかかわらず、経済産業大臣は、申請者本人の求めに応じ、(1) ①の規定による一般包括輸出許可証等のうち、一般包括輸出許可証又は特定包括輸出許可証（以下「包括輸出許可証」という。）を分割して交付することができる。

②（略）	②（略）
③ 電子申請後、当該申請に係る許可情報が専用電子計算機に備えられたファイルに記録されるまでの間に、申請者本人が①の規定による包括輸出許可証の分割交付を希望するときは、次のいずれかの方法によるものとする。	③ 電子申請後、当該申請に係る許可情報が専用電子計算機に備えられたファイルに記録されるまでの間に、申請者本人が①の規定による包括輸出許可証の分割交付を希望するときは、次のいずれかの方法によるものとする。
(ｲ) 申請者本人が記名押印又は署名し、８(1) 又は(2) に規定する電子申請において付与された整理番号、申請種別（特別一般包括輸出許可申請、特定包括輸出許可申請又は電子包括許可情報の変更申請の別）、必要とする許可証の通数及び分割を希望する理由を記載した分割交付依頼書（様式自由）を提出する。	(ｲ) 申請者本人が記名押印又は署名し、８(1) 又は(2) に規定する電子申請において付与された整理番号、申請種別（一般包括輸出許可申請、特定包括輸出許可申請又は電子包括許可情報の変更申請の別）、必要とする許可証の通数及び分割を希望する理由を記載した分割交付依頼書（様式自由）を提出する。
(ﾛ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した添付書類等追加申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び文字数に従って入力し、(ｲ)の規定による分割交付依頼書に記載した情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。	(ﾛ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した添付書類等追加申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び文字数に従って入力し、(ｲ)の規定による分割交付依頼書に記載した情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。
④ 電子申請に係る許可情報が専用電子計算機に備えられたファイルに記録された後に、申請者本人が①の規定による包括輸出許可証の分割交付を希望するときは、申請者本人が記名押印又は署名し、申請種別（特別一般包括輸出許可申請、特定包括輸出許可申請又は電子包括許可情報の変更申請の別）、必要とする許可の許可番号及び通数並びに分割をする理由を記載した分割交付依頼書（様式自由）を提出しなければならない。	④ 電子申請に係る許可情報が専用電子計算機に備えられたファイルに記録された後に、申請者本人が①の規定による包括輸出許可証の分割交付を希望するときは、申請者本人が記名押印又は署名し、申請種別（一般包括輸出許可申請、特定包括輸出許可申請又は電子包括許可情報の変更申請の別）、必要とする許可の許可番号及び通数並びに分割をする理由を記載した分割交付依頼書（様式自由）を提出しなければならない。
⑤、⑥（略）	⑤、⑥（略）
⑦ (1) の規定により交付された特別一般包括許可証等のうち、包括輸出許可証の分割については、②の分割交付依頼書及び包括輸出許可証を提出することにより行うものとし、その他の分割に係る運用については、包括許可取扱要領の定めるところによる。	⑦ (1) の規定により交付された一般包括許可証等のうち、包括輸出許可証の分割については、②の分割交付依頼書及び包括輸出許可証を提出することにより行うものとし、その他の分割に係る運用については、包括許可取扱要領の定めるところによる。
(3) 特別一般包括許可証等の再発行	(3) 一般包括許可証等の再発行
① (1) の規定により交付された特別一般包括許可証等を紛失した場合の再発行は、当該特別一般包括許可証等を交付した担当部局が行う。	① (1) の規定により交付された一般包括許可証等を紛失した場合の再発行は、当該一般包括許可証等を交付した担当部局が行う。
② 申請者本人は、①の規定による特別一般包括許可証等の再発行を希望するときは、専用電子計算機に備えられたファイルから入手した再発行申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び文字数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。再発行申請にあたっては、紛失した特別一般包括許可証等の写しを書面で提出又は特別一般包括許可証等の情	② 申請者本人は、①の規定による一般包括許可証等の再発行を希望するときは、専用電子計算機に備えられたファイルから入手した再発行申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び文字数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。再発行申請にあたっては、紛失した一般包括許可証等の写しを書面で提出又は一般包括許可証等の情報を専用電子

報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。	計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。
③（略）	③（略）
(4) 郵送による特別一般包括許可証等の交付等	(4) 郵送による一般包括許可証等の交付等
申請者本人は、(1)、(2)又は（3)の規定により交付された特別一般包括許可証等又は分割された包括輸出許可証の受領を郵送で希望する場合には、返信用封筒（簡易書留による郵送に必要な返信用切手を貼付し、申請者本人の宛名を記入したもの）を担当部局に提出又は郵送するものとする。	申請者本人は、(1)、(2)又は（3)の規定により交付された一般包括許可証等又は分割された包括輸出許可証の受領を郵送で希望する場合には、返信用封筒（簡易書留による郵送に必要な返信用切手を貼付し、申請者本人の宛名を記入したもの）を担当部局に提出又は郵送するものとする。
16～17（略）	16～17（略）
18 受付窓口	18 受付窓口
電子申請の受付窓口は、次の部局とする。	電子申請の受付窓口は、次の部局とする。
① 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課	① 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
② 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室	② 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室
③ 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室	
④ 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課	③ 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課
⑤ 北海道経済産業局産業部国際課	④ 北海道経済産業局産業部国際課
⑥ 東北経済産業局産業部国際課	⑤ 東北経済産業局産業部産業振興課国際室
⑦ 関東経済産業局産業部国際課、東京通商事務所総務課若しくは業務課又は横浜通商事務所輸出課若しくは業務課	⑥ 関東経済産業局産業部国際課、東京通商事務所総務課若しくは業務課又は横浜通商事務所輸出課若しくは業務課
⑧ 中部経済産業局地域経済部国際課	⑦ 中部経済産業局地域経済部国際課
⑨ 近畿経済産業局通商部通商課又は神戸通商事務所総務課	⑧ 近畿経済産業局通商部通商課又は神戸通商事務所総務課
⑩ 中国経済産業局産業部国際課	⑨ 中国経済産業局産業部産業振興課
⑪ 四国経済産業局産業部国際課	⑩ 四国経済産業局産業部国際課
⑫ 九州経済産業局国際部国際課	⑪ 九州経済産業局国際部国際課
⑬ 沖縄総合事務局経済産業部商務通商課	⑫ 沖縄総合事務局経済産業部商務通商課
別紙参考様式第1、第2（略）	別紙参考様式第1、第2（略）

改　正　後	現　行
別紙様式第１ 別紙様式第１ 根拠法規：輸出貿易管理規則第２条の２ 主務官庁：経済産業省 特別一般包括輸出許可証 輸出許可番号 有効期限 条　件 経済産業大臣の記名押印 日付 資格 記名押印 申請者 名称 住所 郵便番号 申請年月日 役職名 氏名 電話番号 特別一般包括輸出許可の範囲 包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17･02･23貿局第１号輸出注意事項17第７号）のⅠの２の（３）①に掲げるもの	別紙様式第１ 別紙様式第１ 根拠法規：輸出貿易管理規則第２条の２ 主務官庁：経済産業省 一般包括輸出許可証 輸出許可番号 有効期限 条　件 経済産業大臣の記名押印 日付 資格 記名押印 申請者 名称 住所 郵便番号 申請年月日 役職名 氏名 電話番号 一般包括輸出許可の範囲 包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17･02･23貿局第１号輸出注意事項17第７号）のⅠの３の（１）に掲げるもの

別紙様式第２　削除

別紙様式第３

別紙様式第３

根拠法規	貿易関係貿易外取引等に関する省令第７条
主務官庁	経　済　産　業　省

特別一般包括役務取引許可証

許可番号
有効期限

条　件

経済産業大臣の記名押印
日付
資格
記名押印

申　請　者
名称
住所

郵便番号

申請年月日
役職名
氏名

電話番号

特別一般包括役務取引許可の範囲

包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17･02･23貿局第１号輸出注意事項17第７号）のⅠの２の（３）②に掲げるもの

別紙様式第２　削除

別紙様式第３

別紙様式第３

根拠法規	貿易関係貿易外取引等に関する省令第７条
主務官庁	経　済　産　業　省

一般包括役務取引許可証

許可番号
有効期限

条　件

経済産業大臣の記名押印
日付
資格
記名押印

申　請　者
名称
住所

郵便番号

申請年月日
役職名
氏名

電話番号

一般包括役務取引許可の範囲

包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17･02･23貿局第１号輸出注意事項17第７号）のⅠの３の（２）に掲げるもの

別紙様式第４～第８（略）	別紙様式第４～第８（略）